

骨子	該当箇所	ご意見	対応
I 前文	1.1.1 ガイドライン策定の目的	「レガシーとしての共生社会の実現」の意味不明。少なくとも「共生社会の実現を促進」が適切。レガシーの表現は不適切	アジア・アジアパラ競技大会を実施することによるレガシー（遺産）を「共生社会の実現」と考えているため、従来通り「レガシーとしての共生社会の実現」といった記載としています。
	1.4 アクセシブルでインクルーシブな環境整備	「1.4 アクセシブルでインクルーシブな環境から恩恵を受ける人」について どうして、ここで「恩恵」という言葉が出てくるのか。恩恵の意味のひとつに「何か上位の者が人間に与える恵み」があるため、訂正をお願いしたい。	「アクセシブルでインクルーシブな環境から恩恵を受ける人」から「アクセシブルでインクルーシブな環境整備」という表現に変更。
		「様々な障害のある人や、」から始まっているが、「高齢者をはじめ様々な障害のある人…」が適切。	「様々な障害のある人や、多様なニーズを有する人々」の中に高齢者の方々も内包していますので、従来通りの記載としています。
		「様々なニーズにより恩恵を受ける人」この部分は「配慮の必要な人」にするのが適切。	「様々なニーズにより恩恵を受ける人」から「様々なニーズを踏まえた環境整備」という表現に変更。
2.1 アクセスと移動	2.1.9 非常時の対応策	災害時の避難・誘導に関する文章が具体的でないと思われるので、もう少し具体的な文章にしてほしい。	<ul style="list-style-type: none"> ・「●高齢者、障害者等の円滑な避難のためには、避難経路の動線計画をわかりやすいものとする、高齢者、障害者等に避難方向等をわかりやすく情報提供することが必要である。[国基準]」を追記。 ・「○煙を避けるために低姿勢をとっても非難すべき方向がわかるよう、床面や腰の高さに、誘導灯や光点滅走行式避難誘導システム（一定の間隔で設置した光源列を火災時に避難方向に流れるように点滅させることで避難方向を示す装置）、蓄光性のある誘導タイル等を設置することが望ましい。[国基準]」を追記。
2.2 アメニティ	2.2.3 トイレ	トイレの移動空間 エアータオルのことが記載されています。この3年間はコロナの関係で、エアータオルは休止や撤去されていましたが、最近になって復活してきました。 発達障害の感覚過敏の人の中にはエアータオルの音が嫌でトイレに入れない人がいます。 ペーパータオルディスペンサー等にできるのであれば、そのようにしていただけたいと思います。	設備ごとの状況に応じて対応すべきであることから、従来通り「車いす使用者用トイレには基本仕様として、便器、洗面台、便器周辺の手すり、鏡、石鹸容器、ペーパータオルディスペンサー又はエアータオル、トイレットペーパーホルダー等が取り付けられている。」といった記載としています。
		2.2.3.2.4 設備備品 (大型ベッドのあるトイレ) 建設内に複数の車いす者用トイレを設置する場合には、そのうち1以上は大型ベッドのあるトイレとする。とありますが、これでは、1か所しか車いす者用トイレを設置しない施設には大型ベッドは設置しなくていいと言っています。その施設は、大型ベッドでしか介助できない方を排除していることとなります。 1か所からの大型ベッドの設置に変更して頂きたい。	「排泄介助が必要な障害者（児）の脱衣・おむつ交換等に配慮し、1以上の車いす使用者用トイレは大型ベッド付きとし、異性による介助に配慮し男女が共用できる位置に設ける。」といった記載をしております。
		トイレはできる限りたくさん設置して欲しい。	「2.2.3 トイレ」の中で、アクセシブルなトイレの考え方や分散配置の考え方を示すとともに、特にアジアパラ競技大会の場合、アクセシブルトイレに対するニーズが高いため、車いす使用者用トイレや個別機能を備えたトイレを追加することなど基本的な考え方を示しています。

骨子	該当箇所	ご意見	対応
2.2 アメニティ	2.2.3 トイレ	<p>バリアフリートイレ以外のトイレに障害のある人でも利用可能なトイレが設置されている場合は、そのことを分かりやすく表示してほしい。</p>	<p>「2.2.3.4 表示サイン」の中で、出入口付近やトイレの戸に当該設備が備わっている旨を表示することを記載しています。</p>
		<p>バリアフリートイレの正式名称はどうなるのでしょうか？</p>	<p>当ガイドラインでは、すべての人が利用しやすいよう、アクセシブルなトイレとして「車いす使用者用トイレ」や「個別機能を備えたトイレ」を規定しています。</p>
2.3 ホテル及びその他の宿泊施設		<p>2026 アジア大会やパラ大会開催にあたり、選手村建設が取りやめになったことにより、既存ホテルなどの活用が不可欠です。</p> <p>従って、2026 大会アクセシビリティ・ガイドラインの車椅子使用者用客室の配置数は国基準以上に設定しないと絶対数が足りないと考えます。</p> <p>仮設やソフトの対応により、ガイドラインの趣旨を踏まえたサービス基準を確保とありますが、どの程度可能なのか疑問です。何人のどのような障害をもつ選手が宿泊する予定で、どのように対応できる客室がどのくらいの数確保できるのか。アクセシブルルームの基準には満たないが、どの程度の方々なら受け入れることが可能な客室なのか。ホテル・旅館業界との協定はどのように結ばれるのか。</p> <p>ガイドラインの趣旨を踏まえたサービス基準を確保するために、どれくらいの行政補助が必要なのか。観客として訪れる障害者の方々の宿泊は考えられているのか。</p> <p>等々、ガイドラインに盛り込むことではないですが、気になります。また、障害者がホテルを予約する場合の利便性確保のための方策として、必要な設備等で検索できるサイトの構築を明記してほしいです。</p> <p>2026 アジア大会のレガシーとして後の時代に残るものと考えていただきたいと思います。</p>	<p>いただいたご意見を関係部署に共有し、今後の対応について検討してまいります。</p>
3 アクセシビリティ研修		<p>様々な障害があり、発達障害・知的障害は外からではわかりにくく、一人ひとり持っている特性が違います。</p> <p>特にコミュニケーションの苦手な人が多いのでその人に合わせた支援をするには、どのようにしたら良いかを学んでいただきたいと思います。</p> <p>疑似体験等を通して特性を知っていただけたらと思います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害のある人が感じている「バリア」をもっと知ってもらいたい。例えば意識上のバリアとして周囲からの心ない言葉等 ・差別、無関心など障害のある人を受け入れないバリア等具体的にどんな研修をされるのか ・また、一定の成果があった場合、発表していただけるのか？ 	<p>今後研修を行う際にはご指摘いただいた点を踏まえて実施してまいります。</p> <p>いただいたご意見を関係部署等と情報を共有し、本ガイドラインに記載したアクセシビリティ研修を今後実施してまいります。</p>

骨子	該当箇所	ご意見	対応
全体について		<p>以下のカタカナ表記が障害者にわかる用語か疑問に感じた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アクセシビリティ研修 ・ガイドライン ・アクセシブルルートの大会時の適用範囲 ・主要な数値基準の詳細な数値 ・カームダウン/クールダウン 	可能な範囲で説明文等を記載。
		<p>アジア大会の基本的な考え方として、既存施設の活用があると思います。</p> <p>東山テニスコートや日本ガイシホール等を利用すると思いますが、既存施設を利用するとなると十分にバリアフリーが行き届かないことが想定されるので、ソフト面での対応を充実させる必要があると思います。</p>	関係部署等と情報を共有し、ソフト面での対応の充実を図ってまいります。
		<p>ガイドライン（仮称）自体をもう少しわかりやすい日本語、文章にすべきだと思います。「視認しやすいLED」であるとか、「視覚障害者の直進性を確保する」などの読解が難しいものについては、知的障害がある人などへ配慮した日本語、文章にする必要があると思います。</p>	いただいたご意見を踏まえ、可能な限りで分かりやすい表現にしてまいります。
		<p>ガイドライン（仮称）が絵に描いた餅にならないように、改修期間中のポイント、ポイントで障害当事者団体によるチェックを必ず行う必要があると思います。</p>	競技会場等の改修をする際に障害当事者団体等によるチェックが行われる仕組みについて、今後検討を図ってまいります。